

総務常任委員会 記録

1 開会日時 令和6年9月10日（火）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館 6階604会議室

3 事 件

議案第75号 三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第76号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第77号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第80号 財産の無償貸付について

4 出席委員 伊藤芳則、山田真一郎、宍戸 稔、弓掛 元、藤井憲一郎、徳岡真紀、中原秀樹

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【総務部】 桑田総務部長、松岡財産管理課長、高野住宅・財産活用係長

【地域共創部】 矢野地域共創部長、呑谷まちづくり交通課長、貞末自治交通係長

【情報政策監】 東山情報政策監、宮本情報政策課長、高松情報政策課ICT活用推進係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○伊藤委員長 皆さん、おはようございます。それでは定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名です。全員出席ですので、委員会は成立しております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程はお示ししております委員会審査次第の通りであります。本委員会に付託されました4議案について、それぞれ説明を受けた後、質疑を行い、直ちに議案ごとに採決を行います。なお、質疑に関しては、明瞭かつ簡潔をお願いいたします。

それでは、議案第75号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案の審査を行います。総務部の説明を求めます。

桑田総務部長。

○桑田部長 それでは、議案第75号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

本案は、中ノ郷住宅を普通財産に変更することに伴い、関係条例であります三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。別紙資料の位置図にございます。作木町下作木、消防の作木出張所の近くですが、こちらの中のご住宅は、木造平屋建て1棟の住宅で、昭和58年建築から41年を経過しております。この住宅は、すでに耐用年数を経過し、老朽化により引き続いての維持管理が困難であり、このたび、入居者が退去されましたことから、用途を廃止し、普通財産としようとするものでございます。なお、用途廃止した後は売却を予定しております。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いします。

藤井委員。

○藤井委員 4点ほどお伺いいたします。まず1点目が廃止後の用途が、土地建物ともに売却となっているということは、これ底地も市の所有であるというふうに理解していいのかということが1点と、売却予定ということはある程度その後の予定先と伺いますか、そういったものがあるのかどうかということが2点目、3点目、売却予定ということはある程度、築40何年経っているということでありましたんで、修繕が必要だと思うんですがその辺の修繕はどのようになっているかということ、4点目が、直近まで入居されていた方は、促されて出たっていうんじゃなくて、例えば、もう住まなくなりましたんで出ますっていう、何て言うんすか、自分の意思で出られたのかどうか、その4点をお伺いいたします。

○伊藤委員長 松岡財産管理課長。

○松岡財産管理課長 4点の質問ということで、まず1点目としまして、売却の底地について三次市の所有かということですが、三次市の所有になっております。2点目について、予定先がもう決まっているかということですが、それについては、これから公募をするということで、今のところ予定があるわけではありません。3点目に築40年以上たって修繕、今後予定があるかということですが、現状のまま売却をする予定にし、今のところ考えております。4点目の入居者についての退去ですが、入居者の方の自己都合により退去ということで、こちらの方から促したというようなことはございません。以上です。

○伊藤委員長 他にございませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 1点質問なんですけれども、ちょっと私も昨日、現場を見に行ってきたんですけど、景色もすごく環境も良い場所で、学校にも近くて、平屋ということで、定住移住の観点でも、平屋はすごく人気があるということを聞いていますけれども、これをですね、空き家対策だったり定住促進という方向性で、本市でも定住促進に取り組んでいると思いますけれども、空き家バンクなどに登録をしてさらに活用ということを進めていく方針はないのかお伺いします。

○伊藤委員長 松岡課長。

○松岡課長 空き家バンクの活用というお話がありました。まずは用途廃止分については、売却という形で整理の方をさせていただこうというふうに考えております。

○伊藤委員 徳岡委員。

○徳岡委員 説明にもあったように売却ということだったと思うんですけれども、売却をするに当たっても、やはり本市として、移住定住対策を考えたときに、やはり売却よりまず、空き家バンクに登録される方も増えていたり、移住者、かなりいろいろな方が見にこられているということがあり、定住化からも説明があったかと思うんですけれども、そういった活用というものは支所などと連携したり、あと作木には集落支援員さんもらっちゃってですね空き家バンク登

録などすごく頑張ってくださっていると思うんですけども、そのような方向性っていうのは考えられなかったのか再度お伺いします。

○伊藤委員長 松岡課長。

○松岡課長 空き家バンクにつきましては民間の家屋等をですね空き家バンクに登録していただいて、貸出しをさせていただいている制度ですので、とりあえず市の所有土地ということで、売却をさせていただきたいというのが、今の市の方針としてあります。

○伊藤委員長 桑田総務部長。

○桑田部長 空き家バンクについては、先ほどの通りでございますけれども、定住していただける方がおられれば、それが最も良いと思っておりますので、公募という形で、移住定住される方がおられることを望んでおります。

また、これまでも市の物件売却したときに、移住してこられて、入居された物件が、最近もございましたので、そういったように使っていただけるように、支所でありますとかそういったところにも情報をしっかり出して公募に向けて取り組んで参りたいと思っております。

○伊藤委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 1人でも、平屋もすごく人気ですし、小学校も近いというすごい立地条件、いいと思うんですね。やはり1人でも多くの移住希望の方に目につくように、しっかりとこれ売却するにしても、きちんと広報していただきたいと思うんですけども、あとはちょっと昨日見に行かしていただいたらやっぱり草がすごくこうもう伸びていて、荒れたような形になっているので近隣のおうちも近いこともありますので、そのあたり、管理などをどのように考えてらっしゃるのかちょっとお伺いします。

○伊藤委員長 松岡課長。

○松岡課長 今後なんですけれども市の方で、普通財産の管理ということでは年に1回程度の草刈等もさせていただいております。今回、廃止ということになりました普通財産になりますので、同じように年1回程度は草刈をさせていただきたいというふうには考えております。

○伊藤委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 空き家を今度活用して、売却していくという方向になれば、やはりきちんと手入れがされていないとなかなか売却っていうことも繋がっていかないと思いますので、そのあたりもしつかりと普通財産になっても、管理をしていただけるようにお願いします。

○伊藤委員長 他にありませんか。ないようすがちょっと聞かしてください。建物の床面積が出てるんですけど土地の面積は幾らなのか。ちょっと聞かしてください。

高野住宅財産活用係長。

○高野係長 土地の面積は526.5平米になります。

○伊藤委員長 ありがとうございます。結構広いです。

他に質疑はありませんか。

ーなしー

○伊藤委員長 他にないようですので、以上で議案第75号に係る質疑を終了します。執行部の

皆さん、ありがとうございました。

それでは続いて、議案第 76 号三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案の審査を行います。情報政策監の説明を求めます。

東山情報政策監。

○東山情報政策監 おはようございます。それでは、議案第 76 号三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例である三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、子ども医療費支給やひとり親家庭等医療費支給などの事務において、マイナンバーを用いた情報連携によって、保険資格情報を照会することができるよう、別表第 2 の照会できる情報に、医療保険給付関係情報を追加しようとするものであります。

具体的にはですね、本条例の改正により、本市条例で定める三次市子ども医療費支給条例、三次市ひとり親家庭等医療費支給条例、三次市重度心身障害者医療費支給条例、三次市精神障害者医療費支給条例の各医療費支給事務において、これまで窓口の手続きの際ですね、各保険証の提示により、健康保険の資格確認を行っておりましたが、マイナンバーカードの提示により、資格情報などを確認できるよう、医療保険給付関係情報の照会を可能とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 説明が終了しました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いします。

宍戸委員。

○宍戸委員 マイナンバーカードをですね、この普及状況ということで、今説明がありました子ども医療費の支給、ひとり親家庭医療費の支給、ここを対象とした普及率ですよね、普及状況というのはどうなんでしょうか。

○伊藤委員長 宮本情報政策課長。

○宮本課長 各医療制度等に個別の数値等は持ち合わせておりませんが、現在三次市の保有枚数、近くまでは交付率を申しておりましたが、近年保有枚数ということで、お亡くなりになられる方、有効期限等により廃止されたカードを除いた数になりますが、保有枚数としては、8 月末時点で 75.9%という状況でございます。

○伊藤委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですから今言われた、全体の普及状況はわかるんだけど、今こういう対象になるところは把握してないと。しかしながら、この条例案でマイナンバーで交付することによって便利になるよということなんだろうけども、そこら辺の特化した対象のところへの普及活動と

いいですか、啓発というのはどうなのでしょう。

○伊藤委員長 東山情報政策監。

○東山情報政策監 皆さんご承知の通り、今年12月2日をもって健康保険証が終了いたします。それに伴ってですね、マイナンバーカード保険証として利用していただく取組をですね、市民部とも協力して広報の方も取り組んで参りたいと考えております。

これら、市独自のですね、医療給付事務においても、その辺、今回の条例改正を含む活用に関してもですね、周知を図っていきたいと考えております。

○伊藤委員長 他に質疑はありませんか。他にないようですので、以上で議案第76号に係る質疑を終了します。情報政策監の皆さん、ありがとうございました。

それでは次に、議案第77号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案の審査を行います。地域共創部の説明を求めます。

矢野地域共創部長。

○矢野地域共創部長 議案第77号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。本議案は、下原集会所及び八次集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

下原集会所については、地元から施設返還の意向が示され、八次集会所については、地元と協議した結果、施設が不要であるとの意向が示されましたので、普通財産に変更しようとするものです。資料としまして、それぞれの集会所の施設内訳、位置図を添付をしておりますので、ご参照ください。

下原集会所は、平成6年3月に建築され、木造平屋建てで築30年を経過したものです。八次集会所は、平成9年3月に建築され、木造2階建てで築27年を経過したものです。なお、八次集会所については、集会所としての役割は終えますが、八次第6放課後児童クラブとしての機能は有したままとなります。施行期日は公布の日からとします。以上で議案第77号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○伊藤委員長 説明が終了しました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いします。

徳岡委員。

○徳岡委員 八次集会所のところで質問なんですけども、今回八次集会所に関して、地元の合意が取れたので、ということだったんですけども普通財産にということなんですけども、これ、地元っていうのは、どこをもって地元の合意というふうにされているのか。今回その地元の合意というものがどのようにとられて、それでゴーサインを出された根拠っていうものがわかれば教えていただきたいと思います。

○伊藤委員長 呑谷まちづくり交通課長。

○呑谷課長 八次集会所もですね近年の利用状況を見たときに、児童館の移転にも伴いまして今後の方針について、地域の代表者の方とお話をしてですね、使用についてまたは譲渡等についてご相談をするとところですが、常会がですね昨年度末でなくなったと伺った後ですね相談する

相手がどこかということで、八次の連合自治会にも相談をさせていただいて、その地域の話す相手が今いなくなったよということがありまして、相談をさせていただきました。そこで最終的には八次地区の連合自治会から、その廃止手続きについて行う手続きを行うことの承諾という書類をいただいて、それをもとにこの度の議案を提案させていただいております。

○伊藤委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 先ほど、児童クラブは移転したものだということで、そのまま継続なんだろうと思うんですけども、地元の聞き取りをさしてもらいますと、使っている、まだ使っているにもかかわらず、近隣の方への説明っていうのがちょっとなかったという話を聞かしてもらっています。先ほど課長が仰ったように、常会というものが、なくなった、なくなったという認識でいいんだかわからないんですけど、そういうことの状況で、自治連合会というよりかはもう地元の本当に近隣の方が活用されているかと思うんですけど、そこはしっかり調査して、使われている方がまだいらっしゃるにもかかわらず、手続きをするっていうのに、進まれた理由っていうものをもう一度お聞かせください。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 令和3年から令和5年の利用状況をちょっと確認したところですね、令和3年度は、舞踊協会、民謡協会の方がかなり使用されておりまして、令和3年度は50回の利用申請があり、そのうち民謡協会が42回、地域の自治会としての使用ははんざか常会の1回ということになっています。

それがですね、もう使われないということで、この令和4年度、5年度を見ますと、漢字の教室等々で使われてるところがあったんですけどもそれも、5年度で終了するとなったときに、令和4年度も5年度もはんざか常会の利用が年に1回、それから八次のテニススポーツ少年団の利用が1回ということで、それぞれが1回ずつということで、見込まれるのが年に2回程度の利用、そのうちのはんざか常会というのが令和5年度で世帯数が減ったので、当初はですね常会がなくなったというふうに伺っておったんですが、その後いろいろ話を聞くとですね休止状態であるということを伺いました。

本来であればですね、地元の常会の方に今回の件につきましてはご意見を伺うところをですね、伺う前にこの議案の方の話を自治連と進めておりましたので、改めて、はんざか常会の方に伺ってこの間の経緯とか、手続きについてのちょっと説明もさせていただいて、今回の普通財産にすることについては一応了解を了承いただいたということになりました。以上です。

○伊藤委員長 山田副委員長。

○山田副委員長 ちょっと説明と施設が不要だという意向を示されたというところの話なんですけれども、今の状態ですと、当然、集会所としてなくなったとしても児童館となるわけなので、市が管理し、維持管理するものだと思います。そういった中、維持管理費がかからないのに、自治連さんにしろ地域にしろ、いらないというような選択をするのって難しいと思うんですよ。当然、今度からは自分たちで管理してくださいねという話が出るのが普通じゃないかなと思うんですが、この度の場合は、まだ児童館なんで、そんな話は出ないと思うんですけどその辺の、ち

よっと誤解が生じてないか。どのように説明されたか今後のことを教えてください。

○伊藤委員長 矢野部長。

○矢野部長 先ほども最初の説明また課長の方の説明でも申し上げましたけれども、集会所としては、役割を、一旦今の時点ではですね、終えたということで、普通財産、集会所としては普通財産にという事務処理をさせていただきました。

ただ、児童クラブにつきましては、今現状のところで休止中というふうになっておりますので、それについてはまだ行政財産として残っていくものでございまして、あとは教育委員会の方で、今後、その現状と見られて、どういうふうに判断をされるかというのは、私はのところではわからないんですけれども、最終的には、今のこの建物は、行政財産として、当面、児童クラブが休止中である間は残るというふうになります。ご質問ところのちょっと答弁と一致してなかったら申し訳ありません。

○伊藤委員長 山田副委員長。

○山田副委員長 要はそこがちょっと私もハテナなんですけれども、本来なら児童館が休止とか、もう子どもたちが新しいところへ移動した場合ですね、ちょっと所管が違うんで、お答え難しいと思うんですけど、まずはその児童館を廃止して、残った集会所としてのところをどうするかっていうのが、じっくりくる順番じゃないかなと思うんですけども。児童館としてのものがありつつですね、先になんでこちらの条例の方、廃止するっていう、児童館としての役割、なくなったんで地元としてはあと面倒見てですかと、見てないですかとかいうのが行くならわかるんですけど今現在児童館であるものを、継続してですが継続してないですかとかいう話って、今の段階ではちょっとするのも難しいんじゃないかなと思ってですね、ちょっと想像ができないんですけれども、そのあたりの説明をしていただければと思うんですが。

○伊藤委員長 矢野部長。

○矢野部長 確かに児童クラブとしての機能は有したままというふうになっております。うちの地域共創部につきましては、集会所の方の担当、地域集会所の担当ということもございまして、今の施設管理計画の中で、今の集会所としての機能は廃止をするということで、事務処理上、まず、そちらを今までと同様の扱いをさせていただいて、まずは地域集会所の方を先に落とさせていただいたということになっております。

児童館については、いつの段階で廃止されるか継続されるかというところは、まだ不明なところがあるんですけれども、利用状況も年に、先ほど課長の方も申しあげました通り、教室等の利用も本当に減っております、地域の常会の方も年に1回、使うか使わないか、そういったことで、集会所としては、役割を終えたというふうに判断をさせていただいたところです。

○伊藤委員長 山田副委員長。

○山田副委員長 まずそれでも進められたとしてですね、この設立が正直どういうふうに、この集会所ができたかっていう、要は、児童館が先だったのか、集会所が先だったのかっていうところは、ちょっと私も人づてなんで正確なところは知らないんですけれども、仮に、例えばその設立のときに、連合自治会さんが関わってましたよっていうなら、連合自治会さんと今回話しして

いただいでですね、廃止っていうのも、順序でわかるんですよ。ただ、その時話してたのが地域の方で、例えば土地なんかを提供していただいたとか、そういう話があったとしたら、やはり順序としてはですね児童館を外して、そのあとに、地元の方へも使わないならもう廃止しようと思うんですがと。当然土地なんかも、まずは売却の前に寄付していただいた方に聞くとかいう流れになるんじゃないかなと思うんですけど、先にこちらの条例を廃止していいものなのかどうか。例えばもう、要は集会所として先にできとったものなら、児童館を廃止した後に、協議をせんとそれは難しいんじゃないかなと思うんですが、ちょっとそこら辺ちょっとは僕もまだ明確な事実っていうのがわからないんでですね。わかれば教えていただければ。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 集会所については、今、委員がおっしゃられたよう通りですね、地元の方が土地を提供されたというふうに聞いております。集会所を新しくするときにはですねその土地を提供されてそこに集会所が建てられたと。集会所が建てられた後に、放課後児童クラブとしての利用が重なって、そちらの利用も入ったというふうには、把握しております。集会所機能としてのですね、活用がここ数年でいうとなくなり、今後の見込みもなかなか難しい。この間地元の方で話を聞きましても周りに常会がなくてですねそういった利用がなかなか見込めないというような話も伺ったところです。

本来であればですね、そういった目的で寄付をいただいておりますけれども、一応集会所機能とした建物をですね立てておるというところで、市としての責任を果たしているというふうにも聞いておりますがその後の、普通財産にしておりますので、例えばまたその地域の方が集会機能として使いたいとかいろんな要望があるかもしれませんがいずれにしてもそれは普通財産をした上での、また地域との話であろうというふうに考えておりますので、児童放課後児童クラブとその集会所機能その順番のところについては、この度はうちの担当部署としては、集会機能のところの機能を普通財産に落とすということで、判断をして進めているということになります。ちょっと明確な回答ではございませんが、そういった状況になっております。

○伊藤委員長 矢野部長。

○矢野部長 今回集会所の機能としては普通財産というふうに規定を変更、そういうことになろう、ご議決いただければそうなるかと思っておりますけれども、放課後児童クラブとしては繰り返して、まだ行政財産というふうに残有するということで残っております。ただ、最終的にはですね、もし放課後児童クラブの方も、将来的にですね、もし普通財産になったときは、地元の方へ説明に行かせていただいたときに、もし地域でご活用したいといった、そういったご意見がございましたら、ご相談をお受けして、できるだけ地域で使っていただけるようにまた、そういったところでもですね、ご相談に乗りますというようなお話もさせていただいておりますので、また、そういった地域で使いたいという声があれば、そこはしっかり聞かせていただければとは思っております。

○伊藤委員長。 山田委員。

○山田委員 でもその時にはもう条例がなくなってですね、主管は教育委員会、児童館のね、管

理してる方になると思うんですよ。この条例残しとけば、まだ何らかの形で共創部の方で管理はされると思うんですけども。ただ、受ける市民の方とかとしては、何部とかは関係なくて、市役所に対してですね、問い合わせをしていると。今回の廃止にしてもそうですけど、市役所から来ちゃったと。それが教育委員会であろうが共創部であろうが、やっぱりそこは横連携していたいて、統一の意思で、やっぱりあの地域には相談をされてないと、実際問題じゃそういつて言われて後のこと、面倒みてくれるんだなとも利用も考えてくれとってんじやなんて言われても、もう、例えば協議会、委員会が冷たい言い方しますけど、子どもたちがもういなくなって、利用がなくなったんで廃止します。って言われたときに、まとめようがないっていうか止めにくいっていうか、そういったところを非常に市民の方心配をされるところだと思うんですよ。ちょっと意見になって申し訳ないんですけども、そういったところの説明おそらくまだ協議が完全に終わったわけではないと思うんで、引き続き話をしていっていただければなあと思います。以上です。

○伊藤委員長 矢野部長。

○矢野部長 それぞれ所管の事業によって、何部、教育委員会、地域共創部のがありますけれども、普通財産にすることによって市財産管理の方ですね、そういった管理をしていくようになるかと思います。教育委員会の方へもし地元からそういった使いたいだけという声が入った場合、うちの方へ入った場合、それを共有して、主として、そういったご要望があれば、そちらの方へ今度はそういった事務が進めていけるところへしっかりつないでいこうと思っておりますので、その分児童館だからもうあとはうち関係ないんじゃないかというな、そういう思いはね、持っておりませんので、自治連さんなり地域なりの窓口は、あくまでもうちの方でね、関わりが多いと思いますので、そういう声がありましたら、必ず市の方でもお聞きして、できるだけ有効なものにできるようであれば、そのようにしていきたいと思っておりますので、ご安心いただければと思います。

○伊藤委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 利用状況がなくなったということの中から、この行政財産から普通財産に落とすということなんですけども、集会所というのは、地域コミュニティの、やっぱり拠点の1つだろうというふうに思うんですよ。この利用状況がなくなったと言いながら、この地域の集会所というのはどこで今後行われることになるのか。集会そのものがこの地域からなくなるということで施設も、行政財産から普通財産に落とすということなのか。近くに、そういう集会をする場が新たにできたので、そちらで集会を行ってもらうんで、ここでの集会も機能としてなくなったんだという流れで、背景にはそういうことがあるのかどうかというところをお聞かせください。さらには、行政財産ということで今までやってたということは、これは市が目的を持って、集会所を作ったということなんです。しかもそれには、国県なりの補助金が入って建てられたものじゃなかろうかなというふうに思うんですけども、そこら辺の経緯を含めてですね、ちょっと説明していただけないでしょうか。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 集会所ですから地域のコミュニティの集まる場としてですね活用されるのが本来であれですけれども、ここ数年見てもですねその地域や常会としてのですね集会機能、集会の実績がなかなか見られない。唯一使われたところが、2世帯になったもんですから休止されたと。八次の自治会の方で確認してもですね、周りの常会がないという、どこまであれですけどもないというような回答もありましたし、そういった集まりが使われてないというような実態があったということが、今回の経緯になります。

今後ですね、もし、例えば今の休止されてる状態が、また世帯が増えて、また集いがしたいという形になればですね、今のところは八次のコミュニティセンター、新しいところをですね使っていただくとか、その周辺でもですね今はその八次のコミセンを使っているというように話も伺っておりますので、そういったご利用については、はんだか常会の方とお話をしてですねそういったご提案をさせていただいたというところでございます。

○伊藤委員長 矢野部長。

○矢野部長 補助金等の経緯ですね、そちらにつきましては最初立てられたところからの経緯というものは、今そういった資料は持ち合わせておりません。ただ、今現在ですね、公共施設等総合管理計画の中で、対象の事業施設として挙がっているということであれば、今の結果がですね、いろいろと起債とか補助金とか、そういったものについての期限等については、支障がないものというふうに思って事務を進めさせていただいております。

○伊藤委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 今課長の方から説明があった状況的に利用がなくなったからという。その上、現況だけでもってこの条例を出されてきたと、改正を出されてきたと。私はねやっぱり地域コミュニティを促進する上では、やっぱりこういう施設は建てる。作る部分でも廃止するというのはいかなものかなというふうに思うんですね。常会に加入率が少ないから、なおさら、なおさらそうこういう、拠点、こういう施設を拠点としてから、地域コミュニティの促進を図るということをするべきじゃないかなと思うんですよ。隣に誰が住んでるかようわからんというような状況が、この八次地域には、今ね、たくさん住民の方がおられるということ中においてですね、やはりこれも考え方は、特に共創部なんで、そこら辺の地域コミュニティを推進する上で、この施設を有効利用するという働きかけを何らかの形するべきだというふうに私は思うんですよ。利用が今の状況じゃないから、集会所としてはもう、やめるんだよというやり方はですねえ、私は、地域づくりについてとは非常にマイナスな面が出てくるように思いますんで、そこら辺一考してもらおうことはできんのかな。

○伊藤委員長 矢野部長。

○矢野部長 密集してるね、地域で大事な施設っていうのも、はい。理解をするところでございます。ただ、八次の地域につきましては、八次のコミュニティセンター、こちらですね、できて、最近では、いろんな理由を先ほど課長の方からも申し上げました通り、いろいろな利用は近隣のそういった、八次のコミュニティセンター等も使っているというところもあります。そういうこともかんがみ実際に利用がなくなっている。集会所としてどうしても限

られる状態のところでもなくなってきたというところで、こういった事務処理をさせていただいております。今までも地域集会所については、譲渡する場合も、普通財産に落としでもその機能がなくなって売却する場合も一旦普通財産に落としというような形で整理をさせていただいているところでありまして、先ほども少し申し上げましたけれども、普通財産に最終的になった時点です、地域の皆さんで、使いたいというお声がありましたら、その時にはですね、そのように、できる限り、可能なものであればそういったご相談にも乗りたいと思いますので、そういったできれば地域の方からですね、いろんなことに使いたいという声が出てくることを、こちらの方も、うちから働きかけがあるべきではということもありますけれども、それは八次の自治連合会さんもね、おられる中で、そういったこともお話をしながら、地域で使われることがあればというような働きも自治連さんの方へもしていただければいいかなとも思っております。決してコミュニティをないがしろにしてそういったものをですねどうですかね、やる必要ないというふうな判断で、今回のこういった、事務処理をしたものではありませんので、そちらの方はよろしく願いいたします。

○伊藤委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 今、補足されたんであれなんですけども、お声がかかるルールを待つというんじゃない。ちょっとおかしいなとは思ったんですけど部長の方が、こちらから積極的に働きかけるといってお言葉があったんで、それに期待したいと思う部分あるんですが、ここは馬洗川まつりをする西、非常に近いところもあるし、八次の小学校からも非常に近いんですよ。ですから、こういう施設はですね、活用的には、いろいろ考えられると思うんですよ。ですから地域コミュニティがなくなる地域が進んでいく、その町が進んでいくということになるんで、ここは共創部の力を、英知を出してですね、この施設をどういうふうに活用したら、コミュニティの推進が図られるか。いうところで、ぜひ知恵を出していただけたらというふうに思います。以上です。

○伊藤委員長 山田副委員長。

○山田副委員長 すいません。さっきから需要がないとか、利用がないって言われてますけど、ただ、その自治連さんの方で確認したけどそのあとですね、近隣の方々から問い合わせがあったっていうのは、需要がないわけじゃないっていうふうに、思い直すことはなかったのかなっていう。それをずっと通しとってですけども、実際に近所で大谷川っていう県の川、改修するに当たって、周辺の方々が集まられてますと。ほとんどが新しくできた八次コミュニティセンターを使って集会されましたけど、やはり夜となると、車の運転ができない、目が悪いんで夜は出たくない。ていうので、最近の常会っていうのは朝9時からやられてる状態っていうのが最近増えてくるような状況なんですよ。さらに、やっぱり車じゃなくて歩いていける。当然周辺の方がコミュニティ八次込中学校までですね、歩くって言ったら、かなりもうそれだけでいけないよっていう話になるような話なんでこれから先ですね。今は利用が少なくても増える可能性っていうのも秘めてる施設じゃないかなと。さらにはあそこって、新地集会所とかはんざか集会所じゃなくて、八次集会所っていう名前で、八次の方々が町会単位じゃなくて、子供会も含めてですね、たくさんの方が今まで使ってきたものではあるんですけど、児童館になったからもう使えない

っていう認識は皆さん持たれてるんで、利用が減ってるっていうのも、原因の1つにはあるんじゃないかなと。そういったことも含めて、今、一旦、ちょっと待ってよっていう声が上がった時点で、もう少し調査とかですね、そこら辺議論をされようとかいうような考えはなかったのかなっていうところをお伺いします。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 地元の、以前まで使われてたはんざか常会の、今現在2戸、なってますけどもその2人の方と話をして、今後についてもいろいろ話をさせていただきました。ちょっと常会としてはなかなか使う見込みがない。周りの方もなかなか使われないで常会についての話もしましたが、最近いろんな地区でも問題になってますけども常会の加入が悪いであるとかや、そういった状態としての集まりをなかなかしないとか、そういった現状についてもお話をさせていただく中で、なかなかその八次の今の集会所がですね、集会所機能としてはなかなか伝わりにくい状況になってるんだなというのは、ちょっと改めて思いましたが、地元の要望とすればですね何かしらその地域の集まりであるとかそういった場では使いたい、使えればなという希望はやっぱり持ってらっしゃるのでそういったところで、今後のところについては相談を、させていただきますよということでお話をさしてもらったということになります。

またいろんな利用の方法あると思うんですが八次のコミュニティセンターと新しく作られましたけれども、そこを使っていたら現状もちょっとお話も聞いたので、そちらの方利用していただく。またいろいろ工夫されて先ほど言われました夜じゃなくて朝を、朝の会合にしているとか、ちょっとそういった地域で工夫もされながらですね、今の現状で使われてるのかなというところは、改めて認識をさせていただきましたが、地域の実情、いろんな声が上がってきているというのもちょっと耳に入っておりますので、先ほど部長も言いましたように、八次の事例の方とも相談をしながらですね、もしかしたら地域としてまた新しい使い方とかその要望等が出てくるかもしれませんのでそういった対応ができるようにですね、準備をしていきたいなというふうに考えております。

○伊藤委員長 他に質疑ありませんか。

中原委員。

○中原委員 質問させてください。ちょっと聞きそびれたったら僕の間違いかもしれませんがどここの土地の所有がですね、どういうところで、いうのと、この返還後の考え方をちょっともう少し具体的に先々の思いがあればちょっと聞かせてもらいたいのが、そのあと多分ここは土地をですねどういうふうに返還されて僕が言うのは先ほどは地域コミュニティ残そうという話がかかなりあったんですけども、譲渡受けてからも大変だという声もですね、結構田舎で僕らの方の地域ではもう、世帯が減って、もう譲渡受けたばかりにかなり苦しいという話もよく聞くんで、やっぱこの返還というのも1つの選択肢だと僕はちょっと考える部分もあるんですけど、これがもし、誰も売却にするのか、解体にするのかいうところでその土地をそのあとまた、駐車場みたいな感じの自由に使える地域になるのか、ちょっとその辺が、また、売却するよったらまた考え方も違うと思いますし、ちょっとその辺が、土地の所有が今、三次市なんかどうなんかい部

分も踏まえてちょっとお聞きしたいと思います。

○伊藤委員長 矢野部長。

○矢野部長 今現在、土地で建物につきましても、市の所有というふうになっております。先ほどの地域の活用したいというご意見があれば、またご意見をね、聞かせていただいてというふうには申し上げておりますけれども、もし考えたんだけど、利用する見込みがなくなった要因っていうなことがありましたら、一般的には、普通財産にすべてがなった場合には、売却という流れになるんですけれども、この土地がという言い方じゃないので誤解をされないようにしていただきたいんですけれども、そういう場合には、もし売却になる場合には、今の崩してどうこうというよりもですね、まず現状のところで、一般競争入札というふうになろうかと思えます。その前には、不動産鑑定とか、境界の復元というところで、その建物の財産とか価値とかそういったものを確定をした中で、一般競争入札ということで1年間の公募かけていくようになるかと思えます。

それでも公募で手が挙がらなかった場合にはですね、昨年の12月の議会でも議決いただいたかと思うんですけれども、三次市遊休財産と利活用のそういった条例がありますので、今の公募で、一般競争入札で入らなかったものについては、そういった審議会の中で、この価格でもう1回出すのか、価格をちょっと下げるのかとか、そういったところの審議をしながら、また次に一般競争入札というような形になろうかと思えます。よっぽど古いもの古い建物等でしたら、解体ということもあるかとは思いますが、ここの八次の集会所がどういうふうになるかってのは私も何ともいえどもですね。確定したことはないんですけども、一般的にはそういったことで、建物として生かせるものであれば、そういった流れをにして、公募の手に入れたという方がありましたらそういった方にお譲りをするようになるかとは思いますが。

○伊藤委員長 よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 行政財産としての集会所を作ったというのは市が確固たる目的を持って、作った集会所なんですよ。当然維持管理費は、市が出していると。今後、今、このやりとりの中で、集会所をしたいということになれば、普通財産に落として、集会所として使ってもらってもいいよということなんですけども、普通財産ということになれば、地域がその維持管理費を今後は出していくということになる。そこが、具体的な話が出たときにですね、いやそこまでのこと地域は思ってたかったよということになれば、これはまた後ずさりするような話になるんじゃないかなというふうに思うんですよ。ですから行政財産から普通財産に落として集会所というのがですね、当初の目的はやっぱり、この地域は、それこそ、人がよけい集まるとる地域なんで、コミュニティの増進を図るところで、やはりかなり行政がてこ入れしてですね、これ行政財産のままでやっていく方法を考えられるのかというふうに思うんですけども。そこら辺をコミュニティという関係の行政からの働きかけというのは、こういうところを使って考えるはないんでしょうか。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 行政財産として集会所、市が30年近く、利用が、当初は多分、かなり利用があったんだろうと思いますけれども、今普通財産になってもし地元でということで譲渡が1つの選択肢とありますけれども、実はここに15人槽の浄化槽がありますのでそういった維持費であるとか、電気代を含めると年間がですね、60万ぐらいかかってしまうので、地元の方と話をしてもなかなかそれはちょっと受けられないというようなところも実はありました。であれば行政財産として集会所機能を使ってですね、地域の何か役に立てていくような方策というのもありましたが、実際のところがもう利用が、もう常会の利用がほぼ今はなくなってしまう状況、またはその地域のコミュニティの推進とその建物が必ずしもその建物でないといけないのかこれちょっと、切り離しても考えられないかなという思いでちょっとあります。もちろんいろんな地域のコミュニティであるとか常会の機能というのは、大事なんですけどもその建物イコールではなくてまた違う形でのアプローチもあろうかと思いますので、この度はその集会所機能としての議案を上げておりますけどもまた地域のコミュニティというのはまた改めて別ところで、取組をしていかないといけない課題だろうと思っております。

○伊藤委員長 よろしいですか。他に質疑ありませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 先ほども山田委員もおっしゃいましたけれども、今、集会所という役割とあと児童館という役割の2つの機能を有しているということだと思っておりますけども、これ、最初をここに提案される前に、ちゃんとその教育委員会等強制化等行政部と、協議をした上で、ここに出せなかったのかっていうのが1つ聞きたいのと、あとは今回この議案は公共施設等総合管理計画に基づいて、行政財産普通財産にっていうことだと思っておりますけども、その根拠が大体地元の合意がえられたというところで根拠を持って提出されてるかと思っておりますけども。

その地元合意っていうものが、じゃ、何%の住民例えばもう児童館として活用されている方の地元合意っていうものがきちんとあったのか、本当に集会所としての機能として上階に聞かれた。そして、自治連にも聞かれたということだったと思っておりますけども児童館としてのそういった活用という部分で、地元合意っていうものがちゃんととれていたのか。

そういう2つに部署が分かれていることから、ちょっとそのあたりのプロセスっていうものが見えにくいと思うんですけども、きちんともう1つは、好況感、公共施設等総合管理計画でその地元合意に基づいてっていうその根拠を持ったときにきちんとそのプロセスだったり、すべてが統一されたものが何かしらちゃんとプロセスを明確にするようなものだったり、そういう根拠っていうものが明確にあるのか、統一され、市行政として、公共施設等総合管理計画を行っていく場合に、その地元合意を得られるための、何ですかね、ちゃんと指針というものがあるのか、ちょっとそこら辺をお伺いします。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 放課後児童クラブと、集会所集会機能と、両方の設置管理条例がありますけれども、こちらの集会機能についての、今回の議案については、教育委員会にも一応お話をさせていただ

いて今回うちの方は、提案をさせていただくということで、連絡の方、情報は共有をしております。それから、地元の合意ということですけど本来であれば、市もまだ集会所もそうですけど地元の常会の了承を終えたりとか、地元からご意見を伺って手続きをするのが本意です。この度です、ね地元の方との協議を持ちたいということで、八次の自治連合会の方にもご相談をさせていただいたんですけれども、その中で地元というのが今もうないんだということで、その地元に聞く相手がなかなかその見つからないというところで八次の自治連連合自治会の方へ相談をさせていただいて、この度そちらの方で、地元の合意という形との代わりにですね、承諾を出していただいた、そういう手続きについては、庁内でも問題がないということでこのたびの経過に至ったところであります。

これ、決まったものがあるかとかどうかいうのはちょっと私どもが承知しておりませんけれども、手続き的な問題がないというふうに、とらえております。

○伊藤委員長 矢野部長。

○矢野部長 今課長の方もね、申し上げましたけれども、それぞれの集会所、今までもかつて集会所を普通財産に、譲渡なり売却のことで、手続きをさせていただきましたけれども、そこに至るまでは、担当部の方で担当課の方です、ね、それぞれの地域の方へ行って、話を代表者の方また地域の住民と話をしてみるというふうな流れになればそこで地元の方の集会を開いていた中で意思を確認して、最終的にそれぞれのところで、もう使わないから、いや使います譲渡受けますといった結論をいただいて進めております。無理やり、今回も八次につきましては、今のように教育委員会とも協議をした中で、自治連合会さんの方へもですね、相談をさせていただいて、話をするとこがないといったことをうちの方もいただいたためにですね、自治連合会さんの方自治会さんの方へですね、代表として、そういった書類を求めたようなところがありますけれども、無理やりそれを、そういった書類を作ってくれといったような流れをですね今までもかつて、そういったことをした経緯はありません。

それぞれの地域に行って、話をさせていただく中で、課題を解決しながらですね、譲渡については修繕等の要望もお聞きしながら、そういった流れにしておりますので、今回につきましては一番使っておられる状態の方が、後から、大変申しわけなかったと思うんですが、聞かれたということで、うちの方もすぐにですね、足を運ばせていただいて、説明をさせていただいた中で、それは譲渡は仕方がないねということのご返事をいただきました。またその代わり地域で常会ということになると今2世帯しかおられないということで、地域全体で使いたいような声があれば、ということでそこについてはまたご相談お聞きしますというふうにしております。それが全体で使うのが必ずしも集会所として使われるかどうか、その使い方についてはまた別の問題であろうかと思っておりますけれども、そういった流れの中できちんとした地域へ、ここでということがわかる範囲です、ね、うちの方も努力をした結果、今回はこのような形で自治連合会さんの方へお話をさせていただいて、今回の流れになったということはご理解いただきたいと思います。

○伊藤委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 先ほど教育委員会の方にも、伝えてOKをもらったっていうことだったんですけども、OKをもらったっていうこと等がですね、どこまで、一般の市民からすれば、本当に1つの集会所で、それに機能が2つあるということで本当に一緒だと思うんですけど、本当に一緒にこういうと役割がそれぞれあるんだから、今回の提案と一緒に出そうというような、協議っていうのはなかったのかその部分もう一度お伺いします。

○伊藤委員長 矢野部長。

○矢野部長 集会所としては、あくまでも役割を終えたというふうには認識をしておりますが、児童クラブにつきましては、現在状況を見るということで休止というふうにな、されております。そういう休止中となっているものをですね、集会所と一緒に落としましょうというようなことにはならないかなとは思いますが。建物はまだ行政財産として残っておりますので、まだ、そういったこと、これ今後、教育委員会の方でも、利用状況と、子どもさんの状況と確認しながら、また対応される、考えていかれるものと思っております。

○伊藤委員長 いいですか。他に質疑ありませんか。ないようでしたら、以上で、議案第77号に係る質疑を終了します。地域共創部の皆さん、ありがとうございました。

それでは次に、議案第80号財産の無償貸付についての審査を行います。危機管理監の説明を求めます。

山田危機管理監。

○山田危機管理監 それでは、危機管理監が所管する議案第80号財産の無償貸付についてご説明いたします。

現在備北地区消防組合が進めております消防本部、三次消防署、新庁舎建設事業について、その移転先となる用地として、令和6年5月に市が取得いたしました。広島県総合技術研究所、林業技術センター三次高平施設用地の一部、1万2,674.14平方メートルについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、備北地区消防組合へ財産を無償で貸し付けることにより、平常時及び大規模災害時等における消防機能の継続性の確保及び充実強化を図ろうとするものです。

当該用地の調査につきましては、本委員会の資料として提出しております。議案第80号関係資料の1枚目をご覧ください。

黄色の点線で囲んでおりますのが、無償貸し付けしようとする用地で、1万144番地20の一部、6764.52平方メートルと、10168番1、5,909.62平方メートル。計12,674.14平方メートルになります。資料2枚目が用地内における消防新庁舎等の施設配置計画、3枚目が現況図になります。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

○伊藤委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 用地はですね、県の方、三次が県から買ったということなんですけども、県の方から無料でいただいとるんだったら別に問題ないと思うんですけども、有料で買ったというこ

とで、それを今度、庄原と三次市の連合体である消防組合の方が、無償で借りるということなれば、これ庄原市の負担が全くないってことになるんですが、それについてはどうお考えなんでしょうか。

○伊藤委員長 伊藤課長。

○伊藤課長 消防に関する責任消防管理、消防に要する費用の負担、消防機関の設置等については、消防組織法において市町村が責任を管理する、負担する、設けるというふうに定められています。これに基づき現在の消防本部及び三次消防署用地を含めて、作木、吉舎、三和、甲奴の4出張所につきましては、署所等が存在する9市町村が土地を確保し、組合へ無償で貸付けた経緯があります。合併後は、現三次市がそれらを引き継いでおりまして、また合併後に、平成30年になりますけれども、甲奴出張所の移転がありまして、こちらも同様の対応を図っております。これに基づいて今回の消防本部、三次消防署も三次市が土地を確保して、無償で貸付という形にしております。

○伊藤委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 三次市の三次消防署としての機能としたら、今のお答えでいいと思うんですけども、本部としての機能があると思うんですよね、本部の機能は三次でしょ、庄原が両方とも。利益をこうむったわけなんで、そこの部分に関しては、負担を求めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○伊藤委員長 伊藤課長。

○伊藤課長 本部につきましては庄原市も関連する施設でございます。出張所におきましても、甲奴出張所、口和出張所、これにつきましては、それぞれ庄原市の一部を管轄する形の出張所になります。これについては、口和出張所については庄原市が当然土地を確保しておりますし、甲奴出張者については、三次市の方です。置くという形で、三次市の方が、この土地を無償で貸し付けという形になりますので、消防本部も同様の考え方というふうに考えております。

○伊藤委員長 よろしいですか。他に質疑はありませんか。他にないようですので、以上で議案第80号に係る質疑を終了します。危機管理監の皆さん、ありがとうございました。

ここで一旦休憩をいたします。再開は、11時25分といたします。

—休憩— (11:15)

—再開— (11:25)

○伊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。それでは、これより議案4件の採決を行います。配付しています審査報告書に沿って議案ごとに討論の後、採決をいたします。それではまず、議案第75号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案の討論を行います。討論はありませんか。

—なし—

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

—なし—

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、第議案第 76 号三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案の討論を行います。討論はありませんか。

ーなしー

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これにより、議案第 76 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

ーなしー

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

それでは次に、第議案第 77 号三次市地域集会所設置及び、管理条例の一部を改正する条例案の討論を行います。討論はありませんか。

○伊藤委員長 山田副委員長。

○山田副委員長 調査の中でもあったんですけれども、この集会所を廃止して売却するのか、もしくは教育委員会が継続していくのかというところが、要は、廃止する目的のところ今後っていうのが、ちょっと明確じゃなかったんじゃないかなと、それにあたってですね、どうしても共創部だけではなくて、教育委員会等も含めてですね今後のところを明確にしないと、先ほどから議論にあった地域との協議っていうのも、なかなかはっきりとした協議をすることも難しかったんじゃないかなと思います。そんな中ですね、さらにというかもう少し、この議案に対しては、調査すべきだと思いますので、私は継続審査がいいと思います。

○伊藤委員長 ただいま山田委員から継続審査とのご意見がありました。このことに、ついて、ご異議ありませんか。意見はありませんか。

ーなしー

○伊藤委員長 異議なしのことですので、本件は継続審査といたします。

それでは、最後に議案第 80 号財産の無償貸付けについての討論を行います。

討論はありませんか。

○伊藤委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 質問でも言わせていただいたんですが、三次市は広島県から有料で買っていると、その土地に対して、消防署の本部機能の方は、庄原と共有の利益を受けるわけですから、庄原市の案分の負担を求めるべきだと思いますので、そこらも含めて、継続審査をお願いします。

○伊藤委員長 ただいま、弓掛委員から継続審査とのご意見がありましたが、皆さん、意見はどうでしょうか。

○伊藤委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 先ほど、危機管理監の方からも説明がありましたように、三次署というのが、母体といいますかそれに附属する建物として本部があるということに理解せにやいけんというふうに思うんですね。そうしたときには、やはり三次市が責任を持って、その土地を購入するとい

うのは、今までの流れから言えば、それが妥当だということなんで、これはもう、継続ということとでなしに、採決すべきだというふうに思います。

○伊藤委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 ちょっと休憩を求めます。

○伊藤委員長 ちょっと休憩をしたいと思います。5分間休憩をいたします。40分まで。

—休憩—（11：30）

—再開—（11：40）

○伊藤委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

ただいま、継続審査の意見がございました。そのことについて、議論をしたいと思います。

弓掛委員。

○弓掛委員 私、先ほど議案第80号の財産の無償貸付けにつきまして、継続審議ということをお願い申し出ましたけれども、一旦取り下げさせていただきます。

○伊藤委員長 よろしいでしょうか。

—はい—

○伊藤委員長 それでは議案第80号財産の無償貸付けについて討論を行います。討論はありませんか。

—なし—

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第80号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

—なし—

○伊藤委員長 異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

それでは委員長報告に付すべきものがありましたらお願いします。

—なし—

○伊藤委員長 それでは、本委員会の委員長報告を作成したいと思います。なお作成については正副委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議はありませんか。

—なし—

○伊藤委員長 異議なしと認めます。正副院長で調整の上、タブレットに掲載しますので、よろしくお願いいたします。

それではちょっと休憩に入ります。45分まで。

—休憩—（11：42）

—再開—（11：45）

○伊藤委員長 それではこれより、所管事務調査を行います。今回は、三次市地域公共交通計画について調査を行いたいと思います。地域公共交通計画は、市民の暮らしを支える持続可能な交通体系の形成を図るための、基本計画として基本的な方針や事業内容等が定められております。計画期間は令和3年度から令和7年度までとされております。本日はこの計画の実施状況につ

いて、調査を行いたいと思います。それでは地域共創部に説明をお願いします。

矢野地域共創部長。

○矢野部長 それでは本計画につきまして説明を担当課長の方からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員長 呑谷課長 それでは三次市地域公共交通計画についてまずは概要について説明をさせていただきたいと思います。皆様にはですね概要版の資料をご提供させていただいております。これに沿ってですね、説明をちょっと加えながら、行いたいと思います。

本計画の概要ということで、最初に計画策定の趣旨ということがあります。先ほど委員長がおっしゃられた通り市民の暮らしを支え続けられる持続可能な地域公共交通体系の形成を図るための基本計画ということになっております。いろいろ課題がございますのでそういった課題に対しての対策等含めた内容になっております。

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間ということになっております。計画対象区域は三次市全域で本計画の位置付けとして本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定しますということで、この法律の中で作成が努力義務化されました。この時期からですね、それまで計画がなかった自治体の方もですね計画を策定するようになっておりますが、三次市ではですね、平成17年に三次市生活交通体系実施計画というのを策定し、平成19年には三次市生活交通中期プラン、平成22年に三次市地域公共交通総合連携計画、平成28年に三次市地域公共交通網形成計画ということでこれまでも計画を作っております。これは令和3年に作成したものになります。

資料1 ページ目の下の方に公共交通に係る現状と課題ということで、本市の公共交通を取り巻く環境の中のキーワードとしては人口減少、または自然災害の沈滞化、地域特性高齢化、デジタル技術発展ということで、非常に課題がいろいろとある中で、この計画を作ったということになります。次のページにですね、公共交通体系づくりに向けた取り組みということでございますが、基本的な方針は、幸せの実感に繋がる公共交通づくりということになっております。

計画の目標は3つ挙げられております。まず1つ目は地域実態や社会情勢に応じて持続できる公共交通体系を作る。次の目標に、高齢者など誰もが安心して暮らせるため移動手段を確保する。目標3は公共交通の利用促進を図るなど、事業が維持できる環境を整えるということで3つあります。

それぞれにですね、対応する評価指数、評価指標というものがございます。これはですね下の方にあります全部で8項目ありますのでちょっと評価指標について説明をして、それに関して基準値と目標値がございしますが、直近の数字は令和5年度になりますので直近の数字がどうなっているかというの、また後程説明をさせていただきます。

最初にそれぞれの指標について説明をさせていただきますけれども、まず1つ目が公共交通の利用者数、これは年間の路線バス、市街地循環バスこれは来るんですね。それから市民バス等の三次市相乗りタクシー事業の利用者数の合計、こちらの方を評価するようにしております。

2つ目はですね、財政負担額ということで、それらの公共交通に係る運行補助額の合計額を、

指標としております。

3つ目が、経常収支率が 20%を下回るバス系統数の割合ということで、経常収支率というのをですね出してそれに対して市が補助を行っておるんですが、こちらの方が 20%を下回る系統がですね、何%あるかというところが指標になっております。

4つめはですね市内、地域内生活交通路線数、これはですね、主には、地域内の移動に係る地域交通というところで、三次市民バス、それからふれあいタクシー三良坂、そして三次市相乗りタクシー事業を合わせた8路線、これがどうかといったところが指標です。

5つ目は三次市相乗りタクシー事業の申請者数、これは年間の三次市相乗りタクシー事業の利用申請をした人数で評価をするものです。

そして、6つ目が、三次市高齢者運転免許自主返納支援事業の申請者数ということでこちらも免許返納された事業の申請の人数についての指標を見るということにしております。

7つ目が公共交通の乗り方教室の実施回数ということで、これは路線バスであるとか三次市民バスの利用機会創出のための乗り方教室を実施した回数のことでございます。

最後8公務含め鉄道利用促進策の参加者数ということで、三次市は芸備線、福塩線がしておりますがそちらの利用促進にかかる各種事業の参加者数のことです。こちらにはですね基準値というのが、基本的な令和元年度の数値が基準値として、そして令和6年度、計画の最終年の目標数値というのが書いてありますが、まず1つ目の項目公共交通の利用者数、現在、令和5年度ですけれども、実績は15万3,131人ということになっております。

そして2つ目の公共交通に係る本市の財政負担額2億2,000万で基準がありますけれども実際は、令和5年度は2億7,873万円です。続いて20%下回るバス系統の割合ですけれども、こちらは34.3%。全部で35系統ありますがそのうち12系統が30%以下となっております。

それから地域内の生活交通路線数、こちらは現年度と同様の8路線を維持しております。

続きまして相乗りタクシー事業の申請者数、令和元年度は58人で目標150ですけども、令和5年度の実績は42人です。

それから高齢者の免許返納、自主返納の申請者数ですけれども、こちらは、令和5年度は179人です。

そして公共交通乗り方教室、こちらの方、これまで2回実施をしております。令和3年度に1ヶ所、令和4年度1ヶ所ということで2回の実施をしております。

そして最後の鉄道利用促進策の参加者数、こちらの方は、芸備線対策協議会または福塩線対策協議会で行った各イベント等事業の参加者数で、ちょっと三次に限ってというか、その区切りが難しいんですが全体のそのイベントの参加者数が令和2年から令和5年間で、5年までで7,500人になっておりますので、概ね2,000人以上クリアしてるかなというふうに感じております。

続きまして、先ほどの3つの目標に対する、達成するための目標達成するための実施事業ということで3ページ目になりますが、まず全部で12事業あります。それぞれちょっと簡単に説明をさせていただきます。計画事業の1では、路線バスの運行改善、まずはその路線バスそのものを運行すること、それに向けて、県や国、また、本市の方で支援をする。また持続可能な移動手

段となるよう路線やですね便の見直しなども随時実施をするということです。

計画事業2には、市街地循環バスの運行改善ということで、中心市街地において、三次駅等のですね、交通結節点を結ぶルート在市街地循環バスを定時定路線で運行するという事で、これはくるんが走っているということになります。

次、計画事業3市民バス等の運行改善ということで市民バス等をですね原則と週2日の頻度で運行、これは地区によっては日数が違いますが、こちらですね、運行内容の見直しなどを実施し、またはその地区によっては地域内生活交通検討会において、運行内容の見直しなどもですね、要望等ありましたら対応するようにしております。

続きまして、計画事業4自家用有償旅客運送の運行改善、現在三次市内で行ってるのは作木町を中心とした、作木にここへ。こちらの運行をしておりますこちらの方にもですね、支援をしております。また新たにですね三次市内で高い住民ニーズがある場合においては三次市が自家用有償旅客運送の運行サービス提供に係る支援を実施ということで、今検討されている他の地区もありますのでそういったところの連携の方は行っております。

計画事業5三次市相乗りタクシー事業の推進、活用促進ということで、バスや鉄道利用が困難な高齢者等の移動手段の確保を目的として、三次市相乗りタクシー事業を推進をしておるところでございます。制度の方はですね、若干見直し等も行いながらやっております。

申し遅れましたが、別の資料で市街地循環バスの運行人数または市民バスの利用者数、そしてこの相乗りタクシーの概要については、別資料をつけさせていただいております。

続きまして計画事業6乗り継ぎ、待合環境の改善ということで公共交通の乗り継ぎ環境や待合環境の改善に取り組むということにしておりますので、こちらの方は、デジタルサイネージをするとかですね待合所の設置といったものが挙げられると思います。

そして最後のページになりますけれども計画事業7地域内交通、生活交通検討会の開催ということで、これはやっぱり地元の実情に合った生活交通をしていくということで地元の意見を聞くところに、それぞれの地域でですね交通検討会の設置をしていただいております。

それから計画事業8公共交通の利用促進策の推進ということでこちらの方ですね、乗り合い乗り方教室などが出てきます。こちらの方は、三次市の出前講座のメニューにも挙げておりますので要望等がありましたら、地域の方へ出向いていくようにしております。

計画事業9安心して運転免許返納できる環境づくりということで、これもですね運転に不安を抱える高齢者の運転免許が返納できる。そういった環境を改善してですね、公共交通を利用していただくような運びにするというか、そういった利用していただくよう取り組みをしております。

それから計画事業10で、乗務員不足への対策、これは近年非常に全国的な大きな問題になっております。本市においてもですね支援するために、情報発信等を行っているところです。そして計画事業11、デジタル技術を活用した移動利便性向上策の研究ということで、ICT、AI等の提示する技術の活用による活用による移動サービスの利便性の向上や効率化に向けた実証実験等ですね。活発化しているのでそういった動きなどをですね情報入れながらまた研究

をしていくというところで、こちらについても最近是非常に大きな事例、たくさんの事例が出ておりますので、本市の方でもいろいろと研究をしているところです。

そして最後計画事業 12 公共交通関係の災害等に備える取り組みということで、市民が安心して公共交通が利用できる環境づくりの一環でそういった災害時、大雨であるとか、積雪による運休等がございますのでそういったお知らせであるとか、そういったところの体制を整えるようにしております。

スケジュール最後ありますけれどもそれぞれは各年、毎年のように取り組みをするように、ほぼなっておりますのでございます。

ちょっとざっくりとした説明ですけれども、細々それぞれの事業内容についてまたご質問等を受けていきたいと思います。説明は以上です。

○伊藤委員長 説明ありがとうございました。

それでは、一旦休憩に入ります。再開は 13 時でお願いします。

—休憩— (12 : 00)

—再開— (13 : 00)

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

弓掛委員。

○弓掛委員 すいません概要版の 2 ページのところ、評価指標。B のとこなんですけれども、公共交通に係る本市の財政負担額、2 億 2,000 万ぐらい挙げられていますけども、それぞれの、路線バスとか循環バスとか、市民バスとかいうタクシーとかそれぞれの補助額の内訳を、教えていただければと思います。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 当市の財政負担のですね内訳を説明いたします。まず、路線バス、こちらの補助金が、2 億 775 万 3,534 円になります。続いて、市民バス運行业務、これは委託料になりますけれども、こちらが 5,426 万 3,384 円。それからですね、市民バスの中で三良坂はふれあいタクシー三良坂という運行しておりますこちらは補助金で、587 万飛んで 12 円です。それからですね、三江線代替バスの運行負担金これは式敷三次線になりますので安芸高田市への負担金になりますがこちらが、954 万 8,000 円。そして最後に相乗りタクシー事業、こちらは 129 万 4,200 円。になります。こちらの合計額となります。

○伊藤委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 すいませんいわゆるくるるんの分を、どこの部分になります。

○呑谷課長 普通の路線バスの中に含んでおりますが、くるるんだけを見ますと、およそ令和 5 年度は 1,000 飛んで 3 万 2,000 円です。約 1,000 万になります。

○弓掛委員 了解です。

○伊藤委員長 他にございませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 3つ質問があるんですけども、1つは、公共交通の乗り方教室っていうものを開催を2回されたっていうことがあったかと思うんですけど、これ対象者と、あとどういうの教室なのかちょっと具体的に内容を教えていただけたらと思います。

もう1つ、相乗りタクシーの件なんですけど、見直しをされながら運用してきてくださってるのは、よくわかっているんですけども、利用者が年々減っているっていうこともあって高齢化、人口減っているところもあるかとは思うんですけども、具体的にどういうところを見直してこられたのか、そしてまた、これから見直すとすれば、どういったところを見直そうとされているのか教えてください。

もう1つ、待合の環境の整備っていうのをされているということもあったんですけども、具体的にどういうところを待合整備をされているのか。今、公共交通を利用促進という面で、ベンチもない、日陰もない中でバス待つてらっしゃる方っていうのを見かけるんですけども、やっぱりこの暑さっていうところもあって、いろいろな対策必要かと思うんですけども、どういった取り組みをされていて。そしてこれ、今後どのような取組をされようとしているのか教えてください。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 まずは乗り方教室ですけどもこれまで実施したのは、あらくさの施設の方ですかねその乗り方、それから令和4年度は三和町の市民バスの乗り方教室ということで、実際にですね、こちらのバスの方を手配して、実際に区間を決めて、バスに乗ってもらって、お金の払い方であるとか、そういったところを行っております。

これも前ですけど、出前講座でも案内していますけども以前はですね三江線の代替バスが走るときも、作木町でそのパスピーを使って乗るやり方をとかですね、そういった乗ったことがない方はそのパスピーそのものもですね使ったことがない方もいらっしゃるんで、実際にそういうのを使ってもらう。乗っていただく。降りるとき払い方とする。基本的にはそういったところを、ご説明したり、あとはバス停であったり、バス路線についての説明であったり、あと地域によってはフリー乗降といってそのバスが走っているところで、路線上で手を挙げたそこでも乗ることができますのでそういった説明をするとかですね、なるべくバスを利用していただけるような、内容で教室の方向行っております。

続きまして相乗りタクシーですけども、5年度になりまして、ちょっと利用者が減っております。その前にですね5年度からですね、バス停または最寄りの駅からの距離が700、以前は1キロ離れている方が対象でしたが700メートルに、ちょっと変えまして、少しでも、利用者が利用していただきやすいようにということでの取組ではありましたが、実際のところは、利用者が減っております。これは高齢化によるものであるとか、その個人の事情もございましてしょうが、こちらの間にタクシーのですね一番のところ2人以上で乗っていただくというのが非常にネックでこれまでもたくさんいろんなご意見いただきました。これまでもいろいろお話をするのは、2人で乗っていただくんですがその時、やむなく1人になったというときでもそれは利用いただけますよという説明をしておりますが、一応原則的に2人にしておりますので、その地区

で1人しかいなかった場合はですね、したくてもできないというような声もいただいております。

これからの取組としてはですね原則1人で乗れるというのをどういうふうに取り込んでいくかということだろうと思います。

そこはまだこれから議論するんですけども、700メートルに距離を短くして利用者が増えてなくて、それでも広報であるとか、高齢者の方お一人暮らしのところもある方々、社会福祉課とちょっと連携してそういったところに説明をさしてもらったりとか、いうこともしてますが次の一手になると先ほどの2名のところが1名でどうかということだろうと思います。そちらについては、これからいろいろと議論はしていきたいなと思っております。

それから、待合所の環境ですけども、市の方がですね待合所を設置しているのは、三江線の代替交通のところのバス停と、あとはもののけミュージアムがあるところ、こちらの方は市の方は整備してますのでそこは待合所の設置しております。それ以外はですねなかなか設置について進んでおりませんが、例えば、市民バスで吉舎の方から要望がありまして今よっしゃ吉舎を、バス停に加えております。こちらの方は、バス停の看板のほうは市の方が用意してもらいましたが、意見でもありましたけど待合のところはですねその施設内にで、中で待ってもらって、そこを活用してくださいというような形になっております。

まだまだですね環境のところについては、取組の余地があるとは思っておりますが、できることを考えていきたいというふうに考えております。

○伊藤委員長 中原委員。

○中原委員 ちょっとわからんので教えてもらいたいですけど、4ページの計画事業11の、これまで継続してこられるところデジタル技術の活用、移動利便性向上の研究というのが、これまでされてきて今、どのようになってるんかというのを、ちょっと読んでちょっと理解ができんところがあったんで、教えてもらいたいのと、この災害1つ12番目のですね、災害に備える取り組みという部分もですね、どのように取り組まれてきて今どういうふうな方向性になってるんかいうのをちょっと教えてください。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 デジタル技術を活用したということですけども、活用事例の1つとしてはですね例えば作木町のニコニコ便、こちらの方はマツダの影響力を持ってですねアプリを入れております。なかなか実際はですね電話での予約がほとんどですので、活用されておりましたがそれでも管理をする面では活用されているといった事例もございます。あとはですね、広島県のMaaS事業であるとか、全国的にはオンデマンドバス、またAIを使ったバスとか、そういった事例がありますので、それがですね三次市でそれを活用するにはどういった環境のところがいいのか、またはその他市でやられてる状況と三次と若干違うものが条件がありますので、三次にはタクシー会社があり、また路線バスもたくさん走ってますその中でどういった取り組みができるかというのを、いろいろと研究してですね、研究だけじゃいけませんので市民が利用しやすい公共交通のためにはどういった事例がいいかというのを今、いろいろと精査しているところ

でございます。

それから災害についてですけども現状で話をさせていただきますと、まずは天候とかによる災害とかです。運休される場合は、基本的には各社のホームページ、これが一番確認していただくためにはそちらを見ていただくのが一番早いということになっておりますが、例えば有線がある支所管内なんか特にそうですねですけども、そういったバスが運休するとかいった情報が入りましたら、支所管内においては例えば有線放送によって町民の方にお知らせをするというようなことが、現状では行われているところでございます。

○伊藤委員長 中原委員。

○中原委員 有線の利用と聞いたんですけど、それは結構前からもう、ずっとやってるようなことなんで、その研究というか、こうなっていく継続してこの課題なんか、それ以上に何か準備されることがあるのか、ちょっともうちょっと教えてもらいたいんですけどはい。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 これに関しては、実施した三次市であったり民間交通事業者というふうに書いてあります通り、運行事業者、市民バスについては、市の方が、その運行委託してる業者と協議をしてですね運休するとか運休し、指示をしたりとか、そういった情報をいただいたりとかいうことはありますけれども、特に今話をした路線バスが特に多くてですねそういったところについては運行事業者が主体的に判断をしてやられているので、現状そこを越えてですね、妙案というのが、なかなか今取り組みができてないのが現状です。これは課題としてはとらえております。

○伊藤委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 先ほど、補助割合聞いたんですけども、くるるんが1,000万だと、ちょっとお聞きしたんですけども。1,000万ほどは、月平均80数万円と。あんだけのバスを走らせて、本当にそれで済んでるのかちょっと疑問なのと、それから今のバス代とかいうのは、減価償却費なんかああいうのは入ってるかどうかとか、ちょっと詳しくお聞きしたいのと、あと、国の方で今ライドシェアのすごい旗振りしておりますけども、その辺の今後の三次の取り組みについて、あればお願いします。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 くるるんですけども、年々ちょっと経費が上がっておりまして、2年ぐらい前出す前ですと840万ぐらい。昨年度が900万半ばぐらいで、令和4年ですね5年度で1,000万を超えたということで、ちょっと経費がですねいろんな経費、また人件費等が上がっているのかなという印象です。令和5年度につきましては、資料にある通り1循環当たりが平均の5.32ということで、これまでも議会の中でもいろんな課題があるということをご指摘いただいておりますが、いろいろとですね見直しをしていかないといけないというのは実感としては持っております。

経費の中にはですねバス代は含まれておりませんがバスを維持するためのいろんな経費はもちろん、入った中で、補助金の方を交付しているところです。それからライドシェアと、特に今年になって、法改正等もありまして全国的にいろいろ進めますが今現段階で言いますと、タクシ

一の台数が少ないエリアいわゆる都市部が中心に、ライドシェアというのは導入が進んでおります。中山間地域はなかなか事例がなくて、ただいま広島県が中山間地域で、ライドシェアのような形のものをですね自家用有償運送を、どっかの地域で導入できないかというような取り組みをされております。ちょっとそこは県とも連携をしながら、三次の適切な地域でもしそういうのが導入できればということでいろいろご相談はしておりますし、ライドシェアの実例がそろそろ出てくるのではないかと思います、そういったところも含めて研究してですね、特に三次市内の旧三次の交通空白地と言われてるところにはですね、非常にもしくは効果的ではないかなというふうなとらえ方をしておりますので、そちらについては全国のいろんな動向については注視をしているところです。

○伊藤委員長 弓掛委員。

○弓掛議員 ライドシェアについては、都市部、三次でまた中心部みたいなちょっとイメージで言われたんですけども、むしろ旧双三郡、甲奴町あたりの方が、例えば中心部行こうと思ったらなかなか、バス便も少ないですし、その方がタクシー乗ったら大変な費用もかかりますんで、そこらの方がなんか有効的かなと現実的かなと思うんですがそこらの見解はどうですか。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 甲奴町というちょっと具体的な事例が出ましたが、今現在この町は市民バスということですけども、これはデマンドで運行しておりますので、自宅まで送迎が可能であるということ、それから甲奴から三次の中国バスの路線バスが廃線になった関係で、一応吉舎町まで、甲奴の市民バスは、人を運ぶようにはしております。

いろんな地区がですね中心市街地までというような要望ございますが、実際路線バスが走っておったりとか、JRもございますけどもそういった他の交通網の、役割というのがございますので、すぐですね市街地までライドシェアでいけるというのがですねなかなかちょっと今は想定はしにくいのかもと思ってます。できればその域内での移動に関してはライドシェアでそこから、地域間結ぶ路線バス等につなげていくというようなやり方も考えていける1つではあります。いろいろ研究の方はしていきたいなと思っております。

○伊藤委員長 他にございませんか。

山田副委員長

○山田副委員長 今までの説明の中にいろいろ出てきたんですけども、例えば、AIバスのこととか、もしくは他市町の好事例ですよね、含めながらいろいろ検討されてるというのは何となく伝わったんですけども、そういったことを検討する中で先ほどもおっしゃいましたけど、例えばタクシーがある地域とない地域って三次の中でも、旧郡部と市内とか言うんだったら、状況はかなり違うところも理解しながら進められているんだろうなと。その中でこの計画事業の7番地域内生活交通検討会の開催っていうところがあるんですけど、これがかなり重要になってくるものじゃないかなあと思うんですが、ここの部分ですね、例えば三次もう市内で何ヶ所ぐらい、今やっていると、どういったところでどういった検討してたりとか、よければ好事例なんかもあれば、教えてもらいたいんですが、ここの7番の事業について詳しく教えてください。

○伊藤委員長 呑谷課長 地域内生活交通検討会ということで今設置されているのは、甲奴町を除く旧町村、それからあと川西地区の7ヶ所になっております。こちらにおいては、それぞれの地域の生活交通、交通事業者も含めた会になってると思いますけれどもその中でより利用しやすい公共交通に向けての議論をしていただいておりますし、地域からの要望という形で挙げていただいて、それについてお答えしていくというようなことをしてるんですけれども事例としてはですね、一番直近でありますと、この前8月の三次市地域公共交通会議で協議をいたしました、三和町の市民バスのエリアを全線フリー乗降に変更する議案を上げさしてもらいました。これは10月1日から運行開始しますけれどもこれも三和町内の交通検討会の中で、要望がありましてそれに基づいて、運輸支局と内容の方、いろいろすり合わせをしてですね、進めていったというような事例があります。

他にもですね路線のちょっと変更とかいうのがありますのでそういったものもですね、各検討会で議論されて、市の方へ要請をされて、それに基づいて、市の公共交通会議で変更したというようなこともございます。これからですねそういったこともありますし今設置をされてない地域におかれましても、やっぱりその交通への関心高まっておりますので地域内でそういった会を発足していただいて、地域の声として上げていただくことを、お願いしていきたいなと思っております。

○伊藤委員長 他ございませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 ごめんなさい先ほどの質問の中でちょっと聞き忘れたのがあったんですけども、相乗りタクシーなんですけどこれ数値、数字が58人だったら43人っておっしゃったんですけどこれって、延べ人数になるんすかそれとも実質の人数になるのか教えていただきたいのが1つと。あとは、議会でも提案があったりもしてるんですけれど、グリーンスローモビリティについて、布野などで実証市民の方が実証実験をされたりなんかもされていると思うんですが、そういった環境配慮型の、これ、運転は免許を市民の方が講習受ければ取れるような仕組みになっているので、すごく、今の運転士不足っていう部分にも関係してくるかと思うんですけれども、そういったグリーンスローモビリティなどの活用について検討などはされているのか、お伺いします。あと、乗り方教室は、2回行われているということだったんですけどもこれって、こちらから申請をしなくてはいけないのかそれとも、もうこういうところに行くっていうふうに決められていっているのかすごく良い取り組みだと思っていて、それが私も実態をよく知らなかったものであれだったんですけども、子どもたちとかまずバスに初めて乗るっていうところの、すごくハードル高いなと思っていて、子どもがじゃあどうやって、お金を清算したらいいのか、降りるとき、ドキドキする乗るときドキドキするっていうようなこともあったり、あらくささんだったりとか利用がある。常に利用されてるところもそうなんですけどもすごく検討する、もうこれ2回じゃもったいないなと思って思うんですけど、これがどれぐらい予算がかかっていて、どのような申請方法でやっていらっしゃるのか再度教えてください。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 相乗りタクシーですけどこれは実数です。42 名の方から申請をいただいております。それからグリーンスローモビリティについては、今市の中では特には、研究の方はしていませんけれども、いろんな機会で交通事業者、運行事業者かな。そういったところと協議する場面があって、あるバス会社はグリーンスローモビリティを導入したいというような意見もあります。それについてはもちろんいろいろ意見を交わしながら、面白いねという話もしながらですねできる場所があったら、環境的にもやさしい面もありますので、通常の道路だと速度が非常にゆっくりですから、そこら辺の使い方というのは、いろいろと議論する必要がありますけれどもそうではない、歩く方が多いようなエリアとかもありますし、観光利用というような考え方もありますのでそれは引き続き、協議、いろいろと意見を交わしながら、検討できる内容かなと思っています。

乗り方教室についてはこれまでは、地域からの要請に基づいて行っておりますけれども、要請の前にはですね、ケースによっては、乗り方教室をしたらどうかというようなこともこちらから言うこともございます。基本的には地域の方から要請を受けていきますし、経費については、ちょっと詳しくわかりませんが、バス会社をお願いして、協力をいただいているので、無料でできると思っております。あと子どもが乗る機会ってのは非常に大事という話があってですね、これはいろんな県とかいろんな関係者とも話をする中でこれからやっぱり利用者公共交通の利用者をふやす意味では、まず大人なるまで、もしかして地域だったら乗らない公共交通を利用せずに、高年齢を重ねている方もいる中で、子どものうちからまず乗って乗り方がわかっていかないと、大人になっても直らないんじゃないかというような、そういった危機感もありますからそういった取り組みが、これからは何かこう手を打っていかないといけないなというような意見はよく、交わしておりますので、これからの課題だろうと思います。

○伊藤委員長 よろしいですか。他にありませんか。

ちょっと私の方からちょっと聞きたいんですが、1つはですねバス路線の変更だとか時刻の変更だとかということを持ってきたいと思うんですが、それはどこでどういうふうに決められるのか。例えば三次2億円ぐらい補助しとるわけですから、三次高校生とかいうてできるわけではないと思うけども、もうちょっとその辺が、どういう形でできるのかというのが1つと、評価必須の高齢者の関係ですが免許返納者、これは令和元年が290その後、目標は400人ということになるとるんですけど、そのだんだん増えてるんか減ってるんか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですが。実は私も車で買いで入りしよるんですが、結構高齢者の方が、危ない運転しながら、出て乗り、乗っ取られるので出くわすんですよね。

もうちょっと入って欲しいなとかいうのもあったりもするけども、センターラインオーバーしたり、要するにしながら運転しておられるで本当に看取って大変危険なんですね。

そこら辺がどのようになっているんかいうのをちょっとお聞かせ、わかっておればお聞かせください。

○伊藤委員長 呑谷課長。

○呑谷課長 バス路線ですけども、一般的に運行事業者が走らせる路線バスにつきましては、

協議を行う。バス会社の方からですね申し出ももちろんあります。

内容によって三次市地域公共交通会議の承認を経てですね変更になりますので、まず、路線バスの運行をされている方から、いろんな利用者の声を聞いてですね変更される場合はそういった手続きをとります。それから市民バスの場合は市が業務委託していますので、市の方の考え方、市の意見として変えていこうと。前段としては先ほど言いましたように、地域公共交通の検討会ですね各地域の、そういったところの要望であるとか、あと利用者の声、等々含めてですね、市民バスに関しては、市の方からいろいろ手続きを行うということになります。内容によってはもちろん運輸支局の方へ届け出がありますので地域公共交通会議というものを経てですね、変更するということになります。ちょっと時間がかかるということになります。それからですね、高齢者ですけども、元年から言いますと、元年が294人でしたが、令和2年は295、令和3年度が223、令和4年度も223、令和5年度が179ということですので、これを見るとですね、減ってきているというところがございます。この原因というのはちょっと把握は難しいんですけども、健康で長く運転しようという方ももちろんいらっしゃると思います。ただいろいろニュース等でもですね高齢者の事故等がありますので、ご家族の方が心配をされてですね、一緒にこられたりとか、ご本人が不安だということで、返納されてきているのが実態です。

○伊藤委員長 他にないですか。他に質疑ありませんので、ないようでしたら、以上で所管事務調査を終了いたします。地域共創部の皆さんありがとうございました。それでは以上で本委員会に付託されました議案の審査及び所管事務調査は終了いたしました。

皆さんお疲れ様でした。

14時03分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年11月1日

総務常任委員会 委員長 伊藤 芳則